



解説

「さおだけ商法にご用心を」

訪問販売で高額な商品を購入したという人から情報提供がありました。

相談事例

さおだけ売りの業者を呼び止めて、ステンレス製のさおを購入し、物干し台に合わせてカットしてもらった。値段を尋ねると、「1本3万180円だが、3万円だよ」と言われた。最初に尋ねればよかったが、すでに切ってもらっていたので、支払わなければいけないと思い、3万円を支払った。その際、領収書を求めたがもらえなかった。うっかりして業者名も聞いていなかった。連絡もできない。思い出すと腹が立つがどうしようもない。

(80代男性)



さおだけ商法によるトラブルは全国的に増加傾向にあります。拡声器などを使って安い金額を言った後、高額な代金を請求するケースもあります。業者名や連絡先がわからず、クーリング・オフできずに泣き寝入りになるケースも多いようです。移動販売業者からの購入は訪問販売に当てはまります。特定商取引法の規制により、業者は契約書面や領収書などを発行しなければなりません。また、クーリング・オフにも応じなければなりません。

対策

購入する前に、業者の名前や住所、商品の金額を確認しましょう。不要ならはっきり断ることが大切です。だまされたと思ったら警察にも届けましょう。

問い合わせ先

市消費生活センター  
(合志庁舎2階 総務課内)  
☎(248)5442

相談受付時間

平日 午前10時～午後4時

差別のない社会へ

障害者差別解消法がスタートしました



4月1日から障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮をしないこと」が差別になります。

●不当な差別的取扱い(例)

- 障がいがあるという理由だけで
- アパートを貸してもらえない
- スポーツクラブに入れない
- 車椅子だからといって
- お店に入れない、など

これらは、障がいのある人が、障がいのない人と違う扱いを受けているため「不当な差別的取扱い」であると考えられます。

ただし、他に方法がない場合は「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

- 合理的配慮をしないこと(例)
- 聴覚障害のある人に声だけで話す
- 視覚障害がある人に書類を渡すだけで読みあげない
- 知的障害のある人にわかりやすく説明しない、など

これらは障がいのある人に情報を伝えないこととなります。障がいがある理由で困っている人に、一人一人の必要性やその場の状況、その人の障がいに合った方法で配慮することを「合理的配慮」といいます。

障害者差別解消法では、役所や会社、お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

一人一人が障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な差別に気がつき、解消していくようご協力をお願いします。

●問い合わせ先

福祉課 障がい福祉班(西合志庁舎)  
☎(242)1149

よみ人こころし

合志 短歌・俳句の会

注連飾り妻の手造り今年も又玄関にあり孫等迎える 農 博明  
夕暮れの庭に下り立ち見上げれば山の端染めて日は沈み行き 石井満喜子  
粉雪の舞う畔四つのランドセル離れて寄って跳つ帰る 田上 保子  
あたたかき部屋よりながむ風花はみえるかぎりの大空を舞う 村井 都子  
どんどの炎は天に昇り行き団地の弥栄見守る如く 安藤 育子  
われにふと童心生れしか雪の朝庭に足あとつけて見るなり 戈藤 葉子  
裏口にそつと万両置いてあり暗がりの中灯ともりて 藤好クニ子  
テレビには暗き世相の事多くサッカーのみが胸をわかせて 奈須 綱子  
初日の出こごえし手をばさすり合おさなき頃の手をば思う 福元 秀子  
粉雪のまつげに止まる交差点 保子  
大雪やどさりと風の光りけり 博明  
初日の出感嘆の声のみ聞きとれしほどほどの幸せでよし寒の木瓜 秀子  
初鏡老いても薄く紅をひき 都合子  
初雪や見る見るうちに銀世界 都子  
星屑を拾ってみたし冬の夜 網子  
冬木立墨絵のような暗さあり 満喜子  
深ぶかかと袖の子等皆冬帽子 クニ子  
背後より臘梅の香の満ちて来し笹の雪母校の校章師を忍ぶ 葉子  
育子

肥後狂句 西寿えのき会 中原 松雪 選

知つとて孫のクイズにや知らんふり 任せとけぬしが為ならきつはなか 二日坊  
ああそれなのに 破産するこつ貰いだか 山行  
ああそれなのに知らん素振りか憎らしか 夢三  
ああそれなのに君一筋に掛けた恋 桂子  
真面目一方ほんに色気のにやあお方 千サト  
真面目一方百歳ババアになりました 和恵  
楽なもん熊本弁で話すなら ひまわり  
楽なもん自動ブレーキかかるなら 松雪

西合志川柳会 安藤 玄白 整理

定年の机足まで拭いてやる つぎを  
こんなはずないと鏡と睨めっこ 竹子  
居酒屋の古いポスター原節子 優一  
ひっそりと暮らす老後に金が要り 岳人  
きつとやる今はひっそり時期を待つ 千里  
廃校の机に祖父の名を見つけて 今日最後心を込めて机拭く 呑氣イ  
反抗期のドアは閉じたまま 民子  
常備菜機の上を一人占め 良輔  
ドア開けてランドセルだけ帰り着き 矩子  
机にも無事定年の礼を言う 範子  
ドア越しに舌打ちされる午前様 玄白

人権よもやま話 春号



人権擁護委員 中村 十九男

障がいのある人を守るために 障害者虐待防止法

この法律は、障がいのある人を虐待から守り、養護者に必要な支援を行なうため、平成24年10月1日に施行されました。

対象者は、身体障害・知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他心身の機能に障がいがあり、障がいや社会的障壁のために、日常生活や社会生活で制限を受けている人です。

法律では、家族・親族・同居人などの養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者などによる虐待、勤め先の使用者による虐待などについて定めています。

虐待を発見した人や虐待を受けた人は、市役所などの障がい者虐待防止センターに通報や届け出をします。

待防止センターに通報や届け出をします。使用者による虐待は、県の障がい者権利擁護センターでも通報を受け付けています。虐待の通報や届け出を受けました市や県は、事実確認や安全確認を行ない、必要に応じて虐待を受けた人の保護や、成年後見制度の審判請求、適切な福祉サービスの利用につながるなどの支援を行います。

虐待には、身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・放棄・放置・経済的虐待があります。家族などの養護者にも休息や支援が必要です。養護者による虐待は、介護疲れ、障がいに関する理解不足など、さまざまな要因が絡み合っただけです。息抜きや趣味の時間を持つてリフレッシュすることが必要です。

困ったことがあれば、一人で抱えこまずに相談してください。

●相談窓口(市委託先)

市障がい者虐待防止センター  
れんがの家  
☎(242)2271